

シンポジウムを終えて：当日できなかったコメント

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-10-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 範雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1925

シンポジウムを終えて

——当日できなかったコメント——

樋口 範雄

1 はじめに

2022年3月3日の午後、上記シンポジウムを予定通り行うことができた。当日は、時間的な進行などに気を使う立場になり、ご報告者のいずれも有意義なお話に対し、何らかのコメントを加えたいと思っていたもののそれが叶わなかった。今回、当日のシンポジウムが武蔵野法学に掲載されることになり、あらためて短いものだがコメントを付加させていただくことにした（なお、以下の文章では、報告者の方をはじめ、〇〇さんという形で表記する。高齢者学という目標を目指す同志であるという気持ちを示すためである）。

2 秋山報告

「長寿社会を生きる」と題する秋山弘子さんの報告は、ジェロントロジーとは何か、それはいつ始まったのかから開始した。人はなぜ老化するのか（あるいはどうやったら老化せず死を免れることができるのか、寿命をどうしたら伸ばすことができるのか）という人類の長年の課題から、現代は、多くの人が実際に一定の長寿を迎えることができる社会になり、むしろどう生きるかがより大きな関心事になった。現在では、quality of life（生活の質）の追求や、successful aging（どうしたら豊かで満足した年のとり方ができ

るのか)が、先進国といわれる諸国では重要なテーマとなった。ジェロントロジーは、専門分化した諸科学が連携して検討し考察すべき対象である。

報告では、1987年以降ずっと継続して続けられている全国の高齢者パネル調査が紹介され、現在の高齢者がかつてと比べて明らかに若返っていること、長期化した人生を自ら設計する積極的姿勢と、男性の場合はさまざまな意味での社会参加、女性の場合は精神的自立が何より大事だと強調された。

開会の挨拶で石上和敬さんから、仏教学の専門家としてのお話があり、インドでは昔から人生を4期に分けて考える伝統があり、中でも一定の仕事を終えた退職後の「林住期」が人生最高の時期とされてきたことが紹介された。無知な私には興味深いご教示であり、後で調べると、林住期とは「世俗を離れ、迷いが晴れ、自分らしく自由に、人間らしく生きる時期」だということである。

そこには、秋山さんの話と共通する要素がある。上記のような高齢期を誰もが現実を送ることができること、そのためにはどうすればよいか大事なことは、インドであれ現代の日本であれ変わりがないからである。他方で、現在は「林に住む」のは難しく、秋山さんは、むしろ社会参加を何らかの形で継続しながら生きていくことが自分のためにも社会のためにも重要であり、人生で1つの仕事をというのではなく、複眼的に就労もとらえなおすことなど考え方の転換の必要性を強調した。

3 辻報告

辻哲夫さんは、介護保険制度をはじめとして多くの社会保障制度の構築に努力してこられた厚労省元次官である。ご自分の役所での生活を振り返って、高齢社会を迎えるにあたりどのような制度を作ればよいかだけを考えてきたとされる。その結果、年金制度であれ、医療制度であれ、介護の制

度であれ、一応の制度はできた。だが今後はそれが実際に持続可能な形で運用されていくかが重要な問題となるという。特に、認知症患者の増加の速さとそれに対処する仕組みが十分できていないことに強い危機感が示された。さまざまな推計で、2025年（わずか3年後）には認知症患者は700万人になるとされ、その後も、80代から90代の人口が増加していく。その相当数・多数が認知症になる。そして、医療や介護の問題ばかりでなく、それぞれが有する資産、不動産と金融資産の両方で困難な課題を生む。それは本人ばかりでなく、家族にも社会にも大きな影響を及ぼす。まさに「今そこにある危機」が見えるのに、それに対応する仕組みは明らかにきわめて不十分だとする。

私の周囲にも認知症患者が何人もいて、私もこのような危機感を共有する。辻さんは、民間で信頼のできる機関や事業者が、このような事態に陥る当事者を支援する仕組み、新たなビジネス・モデルが作られることが必要であり、それが希望だとする。ここでも学際的な連携と、産学で何かを作り出すことが期待される。

4 西報告

休憩をはさんで3番目に報告されたのは、慶應義塾大学大学院法務研究科の西希代子さんである。西さんは大学のサバティカルを利用して、アメリカの2つの大学のロー・スクールを見てきた。驚いたことの1つが、elder law（高齢者法）という科目が、どちらの大学にもあり、かつそれはほかの多くの大学でもそうだとわかったことである。アメリカの高齢化率は日本の半分ほどなのに（2030年に20%を超えると予測されている。ちなみに日本は現状で30%に近づいている）。ロー・スクールの学生が、さまざまな問題で困っている高齢者の相談に応ずるクリニックという授業や、大学で行われる高齢者用市民講座の盛況ぶりなど、多くの刺激を受けた。

それというのは、あまりに日本の法学部や法科大学院の様子が異なるからである。世界のトップを走る高齢化先進国であるわが国には、アメリカの風景が見られない。彼女の専門とする民法学は、法学部の花形だが、高齢者問題に関わるのはせいぜい後見制度や相続法くらいだという。

しかし、今年度、法律の学会のうち最大で参加者も多い私法学会では、初めて高齢者問題が取り上げられる。さらに、西さん自身、慶応の法科大学院で高齢者法の授業をしてみて好評だったという。ジェロントロジーの中で一定の役割を果たすべき法律学の分野でも、小さな光はさし始めているという印象を受けた。

5 小此木報告

小此木さんは、地元群馬県で、住民が頼れるホーム・ローヤーであることを実践してきた弁護士さんである。まさに「超高齢社会におけるシニアを生かす法的支援」を行ってきた人で、そのためには、弁護士が、さまざまな職種の専門家をワン・ストップで支援するネットワークの中心になる必要があるとする。現に、小此木さんの事務所では、不動産や建築関係から看護・介護、さらに税理士など他士業の人たちとオンラインで連携して、依頼人のために働くネットワークの構築が構想されている。

何しろ3,600万人におよぶ高齢者はさまざまな問題に困っている。施設入居の際の保証人から、いったん入ったものの医療の必要な程度が高まると退去を迫られたり、高齢者虐待に遭うこともある。オレオレ詐欺として有名になった消費者被害から、医療上の終末期決定の難しさまで、助けを求める需要は本当にたくさんある。最近では、デジタル終活のような新たな課題も生まれている。しかし、例えば任意後見人になっている弁護士は1万人ほどで、需要に対する供給が追いつかないという程度にすらなっていない。

このような状況に対する1つの対処は、オンラインを活かして、気楽に多くの人々が弁護士にも相談できる体制を作ることだという。2000年代初めに、法科大学院を創設する際のキーワードは、「かかりつけ医のような弁護士を増やそう」だった。20年近くたってそれはまったく実現していないが、他方で、小此木さん弁護士事務所のような事例が生まれてきたのも事実であり、貴重な報告だった。

次の機会には、このような弁護士を中心とするワン・ストップ・サービスを広げるうえでの課題などを、これまでの経験を含めてお聞きしたいものだと感じた。

6 高齢者学へどうつながるか

4つの報告から何を学ぶことができるか。参加者によってもそれぞれに異なると思われる。

私の場合、それは少なくとも次の3点を指摘できる。

1つは、危機感や社会の現状認識に関わる。辻さんが強調したように、わが国の高齢化とそれに伴う認知症患者の増加は、未曾有の事態であり、しかも大地震やパンデミック、ウクライナでの戦争のように予期するのが難しいものではなく、すぐ近くに起こる現実だということである。それにもかかわらず、これまでと同じような考えでは個人も社会も危うい。

関連して2つの例が挙げられる。第1は、日本に限らないことのようにだが、報告の中でも出てきた ageism（年齢差別主義あるいは年齢束縛主義とでも訳せるか）である。「いい年をして・・・」という言葉に代表されるように、単に年齢だけで決めつける思考は世の中に蔓延しており、それを不思議に思わない感覚が、実際の社会や高齢者の変容にずれてしまっていることである。しかも、高齢者もさまざまという現実とも折り合えない。アメリカの家族法では、連邦最高裁の判決中に、年齢ではなく家族や男女のあり方

についてであるが「ステレオタイプ」な考え方を批判する言及が繰り返しなされた。ステレオタイプではなく「多様性」こそ現代の価値だというのである。その点で、わが国は、むしろ「ステレオタイプ」な反応や対応が安定・安心・安全と結びついて重視されている。そのような意識の変容や改革は難事のようなのであるが、他方で、あつという間に高齢社会にふさわしいとして、葬式の宣伝広告の増加にも慣れたように、案外に容易ということもあり得る。ただし、ageism は相当の難敵だと私自身は感じている。この前、イスラエルの高齢者法研究者の話をズームで聴く機会があり、その際、彼はイスラエルがいまだに定年制を当然としているのを慨嘆していた。明らかな年齢差別だというのである。しかし、それはまさに日本もそうであり、アメリカでは 1967 年という今から 50 年以上も前から定年制が法律で禁止されていると知れば、多く的人是はただ驚くだけだろう。それが差別だとは考えもしてこなかったから。

第 2 の例は、私の読み始めている論文の冒頭に掲げられていた言葉である。それは、「100 歳時代の（アメリカ）家族法」と題する論文で、2023 年の Yale Law Journal に掲載予定のものである。

この論文は「（アメリカの）家族法は若い人たちのための法である」という再認識から始まる。アメリカの家族法の中心課題は、未成年の子を親がきちんと育てる仕組み（子どもの養育や離婚の際の監護権、さらに養育費の支払い）と婚姻を中心とする配偶者間の問題（離婚に伴う問題）であり、いずれも 20 代から 30 代、せいぜいで 40 代の人たちを想定している。高齢者から見れば「若い人たち」である。

そしてこの論文は、このような年齢に関する「近視眼的な」態度が、基本的に高齢者を無視してきたと続く。高齢期において家族は重要な意義を有する。それなのにアメリカの法システムは、高齢者にとって必要な家族の形や、高齢者のケアという需要に対する支援を考えてこなかった。「今や、アメリカでも寿命が伸びて、今日 5 歳の子どもたちの少なくとも半数が 100

歳以上まで生きる」とされる。人口構成でも、高齢者の占める割合がじきに未成年者の占める割合を超えるだろう。

そこで論文の著者たちはいう。これからは「未成年の子どもと婚姻を中心とする家族法から、高齢者を視野に入れた家族法へ」転換させる必要があると。

この論文を読んで感じたのは、ではわが国の家族法はいったい誰のためのものだったのだろうかということである。家族法でなくともさらにいえば法律の分野でなくとも、高齢化率ではるかに日本の遅れをとるアメリカでの論文が示すような、高齢社会の現実に即した認識の転換が必要な場面があるのではないか。

今回のシンポジウムの閉会の挨拶で、池田さんが強調したように（そしてそれは持論でもあるのだが）、民法学が法律学の基本であることは確かだが、今後の方向性は、これまであるものの解釈論を学ぶのではなく、「ルール作りの法律学」、すなわちどのようなルールがあるとよいのか、それをどのようにして作るのがよいのかを考えるようなものに変えていこうとするところにあるという点に深く共感する。

2つ目のキーワードは、報告やディスカッションでも取り上げられた「自己決定の尊重や支援」である。林住期でいえば「自分らしく自由に、人間らしく生きる」ことをいかに実現するかである。

「自分らしく」というためには、自分を知らなければならないし、それを表現できなければならない。自分自身の至らなさを告白するようだが、かつてアメリカで暮らしたときに痛感したのは、彼らが（もちろんすべてではないが）何についても一応自分の意見や考えを言う、あるいは言えることだった。そして、それは立派な意見でなくともいいのだ。

それに対し、私自身は、まるで日本人を代表してアメリカに来ているかのように、in Japan（日本では）というような言い方をすることが特に初めは多かった。そして、（英語が十分話せないからではなく）実は日本のこと

もわかっていないからうまく話せないのだということも痛感したが、それぞれの問題に自分の意見がないことも再認識した。そして、相手はまさに日本のことの一般論などに興味はなく、今眼前にいる私がどのような人間でどういう考えをもつかに関心があるのだということも。

どんなに稚拙なものでも、それが私の考えだということが大事なのである。そして、そのような自己表現、それ以前に自分なりの考えをもち、それを自分の言葉で表明することについて、アメリカでは小学生の頃から訓練を積んでいると実感した。高齢者になってからでは遅いが、多分遅すぎることはないと思いたい。とにかく自己決定をする訓練は、あえて例示すれば、おそらくレストランでその日のランチ定食を頼むのをやめて、アラカルトで1つずつ選択するところから始める必要がある。ナーシング・ホームに入居する利用者が、アドバンス・ケア・プランニングをしたうえで入居する場合、朝食には何を食べたいか、コーヒーは何杯飲みたいか、普段の服装は決められた服ではいやかなど事細かに決めて、自分の人生（生活）を生きるようにしようと教えるアメリカの本を読んだことがある。

ともかく高齢者にとってだけではないが、自己決定とその支援は難しい課題である。

最後の3点目は、秋山さんに学びたいということである。ジェロントロジーの先駆者の1人でもある秋山さんは、アメリカの大学で長く教えて、25年くらい前に東大に戻ってきた。アメリカの生活が長かったせいだけではないと思うが、高齢学（ジェロントロジー）の考え方も実に前向きである。長寿はまさに寿ぐべきことであり、それを心から喜べるようにするにはどうしたらよいかを考えようというのである。大学で長く教えてきたからといっても、高齢化社会では、まさに第2の人生が可能になる。これまでと違ったことに挑戦するようなことができるというのである。秋山さんの場合は、それが農業者であるそうで、お住いの近くに畑を借りて、同じような考えの人たちと共同で相当の土地を耕作しているという。

Successful aging を一人一人にとっていかに実現するか、それこそが高齢者学の目標であり、それが実践に結びつくことが何より重要だと深く感じた次第である。

最後に、あらためて今回のシンポジウムにご協力いただいた方々、4人の報告者の方々は言うまでもないが、参加してくれた人たちや、さまざまに助力をしてくださった人たちに感謝してつたないコメントを閉じることにしたい。